

入札説明書

宮崎県が行う宮崎県企業局モノクロ複写機及びカラー複合機の複写サービス契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知した上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記 15 に掲げる担当部局に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 9 月 22 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 モノクロ複写機及びカラー複合機の複写サービス契約
- (2) 複写機の台数 モノクロ複写機 4 台 カラー複合機 7 台
- (3) 業務の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和 7 年 11 月 30 日
- (5) 契約期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで
長期継続契約とする。
- (6) 納入場所 別表[設置場所一覧]のとおり
宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 宮崎県企業局 総務課他 4 課
日向市東郷町山陰乙 1121 宮崎県企業局 北部管理事務所

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年宮崎県条例第 81 号)第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (5) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下、暴力団という。)、同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められた場合
 - ウ 本件契約の相手方の役員等(本件契約の相手方の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう)が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - エ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害についてはその賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札参加資格

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年1月26日告示第93号。以下「要綱」という。）第4条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者で、業種が「サービス（役務の提供）に関する業種」で、営業種目が「賃貸業務」で、種目が「事務機器」であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 入札公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (6) 本業務のために納入する機器が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- (7) 本業務に係る機器の保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスについて、納入先の求めに応じて速やかに対応できると認められる者であること。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別添1）を提出しなければならない。
なお、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) (1)の書類の提出については、以下のとおりとする。
 - ア 提出場所 宮崎県企業局 総務課 出納担当
郵便番号 880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
電話番号 0985-26-9758
E-mail kigyo-suito@pref.miyazaki.lg.jp
 - イ 提出期限 令和7年10月8日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送にあたっては書留郵便に限る。）
- (3) 入札参加資格確認の結果通知
入札参加資格の確認結果は、令和7年10月10日（金）までに通知する。
審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合は、入札参加資格を認めない。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県企業局 総務課 出納担当
- (2) 期間 令和7年9月22日（月）から令和7年10月16日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県企業局 総務課 出納担当
- (2) 期間 令和7年9月22日（月）から令和7年10月8日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

本件入札に関する質問は、令和7年10月8日（水）午後5時まで受け付ける。

なお、本件入札に関する質問にあつては、個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのものに関しては、メール又はホームページ等で通知する。

9 入札と開札

入札に参加する者は、入札書（別添2）及び積算内訳書（別添3）を下記のとおり提出するものとし、積算内訳書から1か月当たりの金額を算出し、入札書へ契約期間（60月）を乗じた金額を記載すること。

- (1) 入札場所 宮崎県企業局庁舎 4階会議室
- (2) 入札日時 令和7年10月16日（水）午前10時30分
- (3) 提出方法 持参のうえ、入札時に提出する。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別添4）を提出する。また、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札金額は次の条件によって算出し、記載をすること。
 - ア 入札金額は、当該業務の履行に要する一切の諸経費（用紙及びステープル針を除く。）を含めた額とすること。
 - イ 入札金額は、下記の月額使用見込枚数を区分ごとに記載し、金額欄には月額（使用枚数の区分ごとに1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）及び60か月分の総額を記載すること。

なお、1枚あたりの単価は、小数点第2位まで記載すること。
 - ウ 入札書と積算内訳書には割印を押印すること。
 - エ 単価は、複写枚数の区分に応じて設定することができる（複写枚数で区分しない統一単価でも可）。
 - オ 基本枚数については、設定しないことも可とする。
 - カ 基本枚数を設定した場合において、月間複写枚数が基本枚数以下となった際には、複写枚数が基本枚数に到達したものとみなして、基本枚数の単価に基本枚数を乗じた金額を支払うものとする。
 - キ 月額使用見込枚数（この見込み枚数は、今後の複写枚数を保証するものではない。）

<令和4年度～6年度の3箇年実績の平均>

・モノクロ複合機	
モノクロコピー・プリント	42,000枚
・カラー複合機①	
モノクロコピー・プリント	46,000枚
カラーコピー・プリント	39,000枚
・カラー複合機②	
モノクロコピー・プリント	1,700枚
カラーコピー・プリント	1,200枚

- (9) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (10) 入札は、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

10 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、開札後直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 連合その他不正な行為があった入札をした者

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - 入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除されることがある。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金
 - 予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 契約を締結しようとする者が過去2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む）と種類をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した若しくは不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

1.3 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

1.4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

1.5 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県企業局 総務課 出納担当

郵便番号 880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

電話番号 0985-26-9758 F A X 番号 0985-26-9754

E-mail kigyo-suito@pref.miyazaki.lg.jp

1.6 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.7 入札者は、入札後、入札通知について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。